

第19節 製造所等における火を使用する設備等の規制について

製造所等における火を使用する設備等の規制については次のとおりとする。

1 審査について

製造所等における法第9条に定める火を使用する設備等の規制については、法第3章（危険物法令）において同様の基準がある場合を除き、原則として条例第3章第1節及び第2節の基準を適用し、審査を行うこと。

2 届出・確認について

製造所等において法第9条に定める火を使用する設備等を設置する場合については、条例上の届出は不要であること。また、許可に該当しない場合は、組合規則第11条第1項第5号に掲げる「火気使用工事届出書」により、条例の規定に適合することを確認すること。